

## 審 議 会 等 の 概 要

審議会等の名称	川崎市中央卸売市場開設運営協議会
根拠法令等	川崎市中央卸売市場業務条例 川崎市中央卸売市場業務条例施行規則
設置年月日	昭和47年4月1日
所掌事務	市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。 (1) 市場の開設 (2) 市場施設の整備 (3) 市場の業務の運営 (4) その他必要な事項
委員数	20名以内
委員の構成	生鮮食料品等の生産、流通及び消費について学識経験を有する者
会議公開・非公開	公開
非公開の理由	
事務局担当課	経済労働局中央卸売市場北部市場管理課 電 話 044-975-2211 ファックス 044-975-2242